

千葉市新清掃工場建設及び運営事業

入札説明書

平成30年4月

千葉市

《目 次》

I 用語の定義	1
II 入札説明書の位置付け	3
III 事業の概要	4
1 事業名	4
2 本事業の対象となる公共施設等の種類	4
3 公共施設等の管理者	4
4 事業目的	4
5 本事業対象施設の概要	4
6 事業方式	4
7 契約の形態	5
8 事業期間	5
9 関係法令等の遵守	5
10 事業期間終了後の措置	5
11 事業の対象となる業務範囲	6
12 本事業に関する提示条件	7
13 入札に関するスケジュール	9
IV 応募者の入札参加資格要件	10
1 応募者の構成等	10
2 応募者を構成する企業に共通の入札参加資格要件	11
3 入札参加資格の喪失	11
4 各業務を行う者の要件	12
V 応募者の審査及び落札者の決定	15
1 審査の機関	15
2 入札参加資格審査	15
3 落札者の決定方法	15
VI 落札者決定後の手続き及び契約に関する事項	17
1 特別目的会社の設立	17
2 契約内容の協議	17
3 事業契約の締結	17
4 地位の譲渡等	18
5 入札保証金及び契約保証金	18
VII 入札に関する事項	19
1 入札手続の概要	19
2 入札公告及び入札説明書等の公表	20
3 第1回入札説明書等に係る質問受付及び回答	20
4 入札参加資格審査申請書の受付	20

5 現地見学会の開催.....	21
6 対面での対話の開催.....	22
7 第2回入札説明書等に係る質問受付及び回答.....	23
8 事業提案書の受付.....	23
9 応募者ヒアリング.....	24
10 開札.....	24
11 入札に関する留意事項.....	24
12 入札に関する担当部署等.....	25
VIII 公表資料の一覧	27
1 入札説明書添付資料.....	27
2 別添資料.....	27
3 Summary.....	27

I 用語の定義

本入札説明書において使用する用語の定義は次のとおりである。

運営・維持管理業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
運営業務委託契約	本事業の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と運営事業者が締結する契約をいう。
運営業務委託契約書（案）	本事業における運営業務委託契約書（案）をいう。
運営事業者	民間事業者の選定後、構成員が出資を行い設立する特別目的会社で、本施設の運営・維持管理業務を行うもの（特別目的会社）をいう。
応募者	設計・建設業務及び運営・維持管理業務の参加を希望する単独企業又は複数の企業で構成する企業グループをいう。
基本契約	民間事業者に本事業を一括で発注するために、本市と落札者及び落札者が設立する運営事業者で締結する契約をいう。
基本契約書（案）	本事業における基本契約書（案）をいう。
基本協定	事業契約の締結に向けた双方の協力について定めることを目的として、本市と落札者が締結する協定をいう。
基本協定書（案）	本事業における基本協定書（案）をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設工事請負事業者が締結する契約をいう。
建設工事請負契約書（案）	本事業における建設工事請負契約書（案）をいう。
建設事業者	本事業において、本施設の設計・建設業務を担当するもので、単独企業又は共同企業体をいう。
建築物等	本施設のうち、プラントを除く設備及び建築物等を総称していう。
工場棟	本施設のうち、プラントなどを備えた建物をいう。
事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の総称をいう。
事業提案書	本事業を実施する落札者の選定にあたり、応募者が入札説明書等に基づき作成し、提出する書類一式をいう。
処理不適物	他所灰前処理装置で燃焼熔融処理に適さないものとして選別除去したものをいう。
設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
他所灰	他工場のストーカ方式から排出される焼却主灰をいう。
提出書類の作成要領	本事業における提出書類の作成要領をいう。
入札説明書	本事業における入札説明書をいう。
排出禁止物	危険物や家電リサイクル法該当品目、パソコン及びオートバイ等の

プ	ラ	ン	ト	本市が収集或いは処理しないごみを総称している。
本				本施設で処理対象物を燃焼熔融処理するために必要なすべての機械設備・電気設備・計装制御設備等を総称している。
本	事	業	市	千葉市をいう。
本	施	設		千葉市新清掃工場建設及び運営事業をいう。
				本事業において、民間事業者が設計・建設するエネルギー回収型廃棄物処理施設をいい、プラント及び建築物等を総称している。
民	間	事	業	本市と事業契約を締結し、本事業を実施するものをいう。
要	求	水	準	要求水準書設計・建設業務編、要求水準書運営・維持管理業務編及び要求水準書添付資料を総称している。
要	求	水	準	本事業における運営・維持管理業務に係る要求水準書をいう。
運	営	・	維	
持	管	理	業	
務	編			
要	求	水	準	本事業における設計・建設業務に係る要求水準書をいう。
書	設	計	・	
設	計	・	建	
設	業	務	編	
要	求	水	準	本事業における要求水準書添付資料をいう。
書	添	付	資	
料	資	料		
様	式	集		本事業における様式集をいう。
式	集			
落	札	者		本事業を実施する者として選定された応募者であり、本事業を実施する者をいう。
落	札	者	決	
定	基	準	書	本事業における落札者決定基準書をいう。
基	準	書		

Ⅱ 入札説明書の位置付け

本市は、本事業について「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）の規定に準じて実施するため、平成 29 年 12 月 18 日に「千葉市新清掃工場建設及び運営事業の実施方針」（以下「実施方針」という。）を公表した。また、本市は、平成 30 年 3 月 29 日に P F I 法第 7 条の規定に準じて、本事業を特定事業として選定し公表した。

本入札説明書は、本事業を実施する事業者選定のための総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2）に適用されるものであり、本事業に係る入札公告に基づく事業者の募集及び選定等については、「入札説明書」「要求水準書」、「落札者決定基準書」、「基本協定書（案）」、「基本契約書（案）」、「建設工事請負契約書（案）」、「運營業務委託契約書（案）」、「様式集」、「提出書類の作成要領」及びこれらに関する質問回答（以下「入札説明書等」という。）により、事業者は本事業を実施しなければならない。

応募者は、入札説明書等の内容を十分理解した上で、本事業の目的に沿った条件で事業提案書の作成を行うものとする。

Ⅲ 事業の概要

1 事業名

千葉市新清掃工場建設及び運営事業

2 本事業の対象となる公共施設等の種類

種 類 一般廃棄物処理施設

3 公共施設等の管理者

千葉市長 熊 谷 俊 人

4 事業目的

本事業は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的に行うことで、市の財政負担の縮減と公共サービスの向上を図り、3 清掃工場体制から 3 用地 2 清掃工場運用体制で安定稼働に寄与したごみ処理システムの確立を目的とする。

5 本事業対象施設の概要

項 目	概 要
事業実施場所	千葉市若葉区北谷津町 347（「入札説明書添付資料-1 事業実施場所」参照）
事業実施区域	「入札説明書添付資料-2 事業実施区域」参照
民間事業者の 業務及び期間	設計・建設業務：事業契約締結日から平成 38 年 3 月 31 日まで 運営・維持管理業務：平成 38 年 4 月 1 日から平成 58 年 3 月 31 日まで
主 要 な 施 設	ア 配置施設 ・工場棟、管理棟（工場棟と合棟とする）、計量棟、スラグストックヤード、 オーバーホール用等倉庫 イ 付帯施設もしくは付帯設備 ・構内道路、駐車場、洗車場、門扉、囲障、植栽等その他関連する施設や設備等
処 理 方 式	シャフト炉式ガス化溶融方式又は流動床式ガス化溶融方式
処 理 対 象 物	①可燃ごみ（破碎可燃残渣含む） ②破碎不燃残渣 ③他所灰 ④災害廃棄物
供 用 開 始	平成 38 年 4 月 1 日
施 設 規 模	585 t / 24 h （195 t / 24 h × 3 炉）
エ ネ ル ギ ー 回 収 率	循環型社会形成推進交付金制度におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設 の交付要綱に従い 21.5%以上とする。

6 事業方式

本事業における本施設の建設及び運営は D B O（Design：設計、Build：建設、Operate：

運営）方式により実施する。

落札者は、建設事業者として本施設の設計・建設業務を行い、さらに特別目的会社を設立し、20年間の運営・維持管理期間にわたって、本施設の運営・維持管理業務を実施するものとする。

7 契約の形態

本市と落札者は、基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を速やかに締結する。

本市は、民間事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、民間事業者のうち建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運營業務委託契約を締結する。

事業契約の締結主体を「入札説明書添付資料-6 契約スキーム（例）」に示す。

8 事業期間

事業期間は次のとおりである。

(1) 設計・建設業務期間

事業契約締結日から平成 38 年 3 月 31 日まで

(2) 運営・維持管理業務期間

平成 38 年 4 月 1 日から平成 58 年 3 月 31 日まで

9 関係法令等の遵守

本市及び民間事業者は、本事業を実施するにあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

10 事業期間終了後の措置

本市は、本施設を本施設供用開始後約 30 年間にわたって使用する予定であり、民間事業者は、本市が約 30 年間にわたって本施設を使用することを前提として設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うこととする。本施設の事業期間終了時の措置について、運営開始後 18 年目（平成 55 年度）の時点において、本市及び民間事業者は協議を開始するものとする。

1 1 事業の対象となる業務範囲

民間事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については「要求水準書」に示すとおりとする。

(1) 民間事業者が行う業務

ア 本施設の設計・建設に関する業務（解体工事含む）

(ア) 本施設の設計に関する業務（解体工事含む）

- ① 本施設の設計
- ② 本市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- ③ 本市の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- ④ 本市が行うその他許認可申請支援

(イ) 本施設の建設に関する業務（解体工事含む）

- ① 本施設の建設
- ② 建設工事に係る許認可申請等
- ③ 住民対応（建設事業者が実施する業務に起因するもの）

イ 本施設の運営・維持管理に関する業務

- ① 運転管理業務
- ② 維持管理業務
- ③ 測定管理業務
- ④ 防災等管理業務
- ⑤ 関連業務
- ⑥ 情報管理業務

(2) 本市が行う業務

ア 本施設の設計・建設に関する業務

- ① 用地の確保
- ② 住民対応
- ③ 本施設の交付金申請手続
- ④ 本施設の設計・建設モニタリング
- ⑤ その他これらを実施する上で必要な業務

イ 本施設の運営・維持管理に関する業務

- ① 住民対応
- ② 運営モニタリング
- ③ 本施設の処理対象物の搬入
- ④ 溶融スラグ、メタル及び鉄・アルミの売却
- ⑤ 余剰電力の売却
- ⑥ その他これらを実施する上で必要な業務

1 2 本事業に関する提示条件

(1) 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は次のとおりとする。

ア 本施設の設計・建設業務に係る対価

本市は、本施設の設計・建設業務の対価として、設計・建設業務費を建設事業者を支払う。（詳細は入札説明書添付資料-3「対価の支払方法について」参照）。

イ 本施設の運営・維持管理業務に係る対価

本市は、本施設の運営・維持管理業務の対価として、運営業務委託費を運営事業者を支払う（詳細は入札説明書添付資料-3「対価の支払方法について」参照）。

ウ 支払の減額等

本市は、運営事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、要求性能を満たしていないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。減額等の方法についての詳細は、入札説明書添付資料-4「モニタリング及び対価の減額について」に定める。

(2) 余熱利用計画

運営事業者は、焼却による熱エネルギーを利用した発電を行い、本施設内での利用、若葉いきいきプラザ及び北谷津温水プールへの供給を行う。また、運営事業者は、エネルギー回収率 21.5%を達成するとともに、事業期間を通じた売電電力量ができる限り多くなるように努める。

電力利用以外にも若葉いきいきプラザには温水を、北谷津温水プールには蒸気の供給を行う。

(3) 売電収入の帰属先

電力事業者への余剰電力の売却収入は本市に帰属するものとするが、運営事業者は当該売電収入の向上を十分考慮し、運営・維持管理業務を行う。

(4) スラグ等売却収入の帰属先

溶融スラグ、メタル及び鉄・アルミの売却収入は本市に帰属する。

(5) 本市が適用を予定している交付金について

本市は、本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続は本市において行うが、建設事業者は申請手続に必要な書類の作成等について本市を支援するものとする。

(6) 保険

民間事業者が加入する保険についての詳細は、入札説明書添付資料-5「民間事業者が付保する保険について」に定める。なお、民間事業者の提案に基づき必要に応じて提示した条件以上の補償内容とすること。また、提示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

なお、本市は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済を付保する予定である。

(7) 想定されるリスクの分担

ア 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本市と民間事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・建設業務、運営・維持管理業務に伴うリスクは、原則として民間事業者が負うものとするが、本市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本市がリスクを負うこととする。

イ 想定されるリスクの分担

本市と民間事業者のリスク分担の詳細は、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)及び運営業務委託契約書(案)において定める。

13 入札に関するスケジュール

本事業の実施スケジュールは、次のとおりを予定している。ただし、「千葉市の休日定める条例（平成元年条例第1号）」に規定する本市の休日（以下「休日」という。）には、受付を行わないこととする。

内 容	日 程
① 入札公告及び入札説明書等の公表	平成30年4月19日(木)
② 第1回入札説明書等に係る質問の受付期限 【入札参加資格に係る質問】	平成30年4月27日(金)
③ 第1回入札説明書等に係る質問の受付期限 【入札参加資格以外に係る質問】	平成30年5月11日(金)
④ 第1回入札説明書等に係る質問への回答公表 【入札参加資格に係る質問】	平成30年5月18日(金)
⑤ 入札参加資格審査書類受付期限	平成30年5月25日(金)
⑥ 第1回入札説明書等に係る質問への回答公表 【入札参加資格以外に係る質問】	平成30年6月8日(金)
⑦ 入札参加資格審査結果通知・応募者番号の交付	平成30年6月8日(金)
⑧ 現地見学会参加申込書等の受付期限	平成30年6月13日(水)
⑨ 現地見学会	平成30年6月20日(水) ・平成30年6月21日(木)
⑩ 対面での対話参加申込書等の受付期限	平成30年6月22日(金)
⑪ 対面での対話	平成30年7月2日(月)
⑫ 第2回入札説明書等に係る質問の受付期限	平成30年7月13日(金)
⑬ 第2回入札説明書等に係る質問への回答公表	平成30年8月3日(金)
⑭ 事業提案書受付期限	平成30年9月7日(金)
⑮ 応募者ヒアリング及び非価格審査・総合評価による 最優秀提案の選定	平成30年11月下旬
⑯ 落札者の決定	平成30年12月上旬
⑰ 基本協定締結	平成30年12月頃
⑱ 事業契約仮契約締結	平成31年1月頃
⑲ 事業契約本契約締結	平成31年3月頃

※上記スケジュールに変更が生じる場合は、その内容を公表する。

Ⅳ 応募者の入札参加資格要件

応募者は、次の入札参加資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の入札参加資格の確認を行うために入札参加資格審査を実施する。

1 応募者の構成等

- (1) 応募者は、本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資する企業（以下「構成員」という。）及び運営事業者となる特別目的会社に出資しない企業（以下「協力企業」という。）から構成されるものとする（構成員のみで構成することも可能）。
- (2) 応募者の構成員の中から「4(1)本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件」を満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。なお、代表企業の変更は認めない。
- (3) 代表企業を除く構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。
- (5) 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。
- (6) 上記「(5)」の「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

ア 資本関係がある場合

以下の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条4号及び会社法施行規則第3条（平成18年法務省令第12号）の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

以下の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (7) 構成員又は協力企業が、複数の企業等で構成されるものである場合には、これらを構成するものについても他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。
- (8) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

2 応募者を構成する企業に共通の入札参加資格要件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- (2) 本事業の入札参加資格審査書類提出日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
- (5) 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- (6) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
- (7) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
- (8) 平成30・31年度千葉市入札参加資格審査を受けていない者
- (9) 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を受けている者
- (10) 廃棄物処理法に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年間を経過しない者
- (11) 建設業を営む者で、社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）への加入義務がある者にあつては、社会保険等に未加入のもの
- (12) 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成24年4月1日施行）に規定する措置要件に該当すると認められる者
- (13) 本市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者
 - ・新清掃工場（北谷津用地）施設整備・運営事業に係るアドバイザリー業務委託の受託者
 - 八千代エンジニアリング株式会社
 - アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- (14) 本市が設置するPFI事業等審査委員会の委員が所属する企業
- (15) 実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について本市が設置するPFI事業等審査委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者

3 入札参加資格の喪失

- (1) 入札参加資格確認基準日は入札参加資格審査書類提出日とする。ただし、2(2)については、同項規定の期間を含むものとし、これに限らない。

- (2) 開札日までの間に代表企業、代表企業を除く構成員及び協力企業が入札参加資格を欠いた場合、応募者は失格とする。ただし、代表企業を除く構成員及び協力企業については、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 開札日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の代表企業、代表企業を除く構成員及び協力企業が入札参加資格を欠いた場合、落札者決定を取り消す。ただし、代表企業を除く構成員及び協力企業については、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。

4 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設業務、運営・維持管理業務の各業務を行う者として、以下の(1)から(4)の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

(1) 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設のプラントの設計・建設を行う者は、構成員とすること。当該業務を単独で実施する場合は、次の要件を全て満たすこと。また、当該業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事の許可を受けていること。
- イ 平成30・31年度千葉市建設工事入札参加資格審査を受け、清掃施設工事に係る競争入札への参加資格が認められている者であること。
- ウ 過去10年間（平成20年4月以降）に工事が完成し引き渡しの済んだ、以下に示す要件をすべて満たす廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の建設工事を元請けとして施工した実績を有する者。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。
- (ア) 処理方式が「シャフト炉式ガス化溶融方式」又は「流動床式ガス化溶融方式」で施設規模が1炉あたり135t/日以上かつ炉構成が2炉以上
- (イ) ボイラ・タービン式発電設備（発電2,000kW以上）を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設
- エ 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において有効期限内で最新の総合評定値（P）が、清掃施設1,100点以上であること。
- オ 建設業法における清掃施設工事業に係る主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

(2) 本施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の建築物等の設計・建設を行う者は、構成員又は協力企業とすること。当該業務を単独で実施する場合は、次の要件を全て満たすこと。また、当該業務を複数の構成員又は協力企業で実施する場合は、少なくとも1者は次の要件を全て

満たすこと。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する建築一式工事の許可を受けていること。

ウ 平成 30・31 年度千葉市建設工事入札参加資格審査を受け、建築一式工事の等級 A に格付されている者であること。

エ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において有効期限内で最新の総合評定値（P）が、建築一式 1,100 点以上であること。

オ 建設業法における建築工事業に係る主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

カ 一般廃棄物処理施設（ボイラ・タービン式発電設備付）の建築物に係る建設工事を元請として施工した実績を有する者。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものであること。

(3) 旧清掃工場の解体撤去を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の解体撤去を行う者は構成員又は協力企業とすること。当該業務を単独で実施する場合は、次の要件を全て満たすこと。また、本業務を複数の構成員又は協力企業で行う場合は、少なくとも 1 者は次の要件を全て満たすこと。

ア 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事の許可を受けていること。

イ 平成 30・31 年度千葉市建設工事入札参加資格審査を受け、建築一式工事の等級 A に格付されている者であること。

ウ 解体工事に必要な主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

エ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において有効期限内で最新の総合評定値（P）が、建築一式 1,100 点以上であること。

オ 廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成 13 年 4 月 25 日（基発第 401 号の 2））に基づく廃棄物を対象とした焼却施設の解体工事を元請として施工した実績を有する者。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものであること。

(4) 運営事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する者の要件

運営事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する者は、構成員とすること。当該業務を単独で実施する場合は、次の要件を全て満たすこと。また、当該業務を複数の者で行う場合は、少なくとも 1 者は次の要件を全て満たすこと。

ア 以下に示す要件をすべて満たす廃棄物処理法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設（ボイラ・タービン式発電設備付）の運営・維持管理業務実績を元請けとし有する者。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のもので

あること。

(7) 処理方式が「シャフト炉式ガス化溶融方式」又は「流動床式ガス化溶融方式」で
施設規模が1炉あたり135t/日以上かつ炉構成が2炉以上

(4) ボイラ・タービン式発電設備（発電2,000kW以上）を設置した連続運転式一般廃
棄物焼却施設

イ 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、ボイラ・タービン式発
電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設で施設規模が1炉あたり135t/日以上
かつ炉構成が2炉以上の施設（1年以上の稼働及び1系列あたり90日間以上の連続
運転実績を有する施設に限る。）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理
等の総括的な責任を担う者）としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者か
つ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後2年間以上配置できること。

ウ 本施設の運営・維持管理にあたり、運営事業者の責務を達成するために必要な資格
者を配置できること。

V 応募者の審査及び落札者の決定

1 審査の機関

本市は、応募者の事業提案書の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するための機関として、PFI 事業等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置した。応募者から提出された事業提案書の審査については、審査委員会が行う。

PFI 事業等審査委員会委員

所 属	委 員 名
パシフィックコンサルタンツ株式会社 技術顧問（東北大学 名誉教授、東京都市大学 名誉教授）	宮本 和明
西村あさひ法律事務所 弁護士	野 本 修
株式会社日本政策投資銀行 地域企画部 PPP/PFI 推進センター 課長	小林 賢弘
千葉工業大学 名誉教授	瀧 和夫
公益社団法人 全国都市清掃会議 技術部長	濱田 雅巳
一般財団法人 日本環境衛生センター 東日本支局 環境事業第三部 次長	藤原 周史

実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について本市が設置する審査機関の委員に対し、接触等の働きかけを行った者は失格とする。

2 入札参加資格審査

入札参加資格審査申請書について審査を行い、入札参加資格要件の具備を確認する。

3 落札者の決定方法

落札者の選定は、以下の手順で行う（詳細は別添資料「落札者決定基準書」参照）。

(1) 事業提案書審査

ア 基礎審査

基礎審査は、入札参加資格審査を合格した応募者から提出された提案内容が本市の要求する水準を満足するものであることについて確認を行うものである。確認された応募者のみ次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むこととする。

イ 非価格要素審査

基礎審査において本市の要求する要件を満たした応募者を対象として、別添資料「落札者決定基準書」に基づき非価格要素について審査し、非価格要素点を決定する。

ウ 価格審査

予定価格を超過しない応募者の入札価格について、別添資料「落札者決定基準書」に定める算定式により価格点を算出する。

なお、本事業の予定価格は次のとおりであり、本予定価格には物価変動による増減額は含まない。

予定価格 : 75,600,000,000 円 （消費税及び地方消費税を含む。）
 入札書対照価格 : 70,000,000,000 円 （予定価格から消費税及び地方消費税を除く）

いた価格。)

入札書対照価格を構成する設計・建設業務費	： 40,000,000,000 円
入札書対照価格を構成する運營業務委託費	： 30,000,000,000 円

- (ア) 予定価格及び入札書対照価格は、事業期間中に本市が民間事業者に支払う設計・建設業務費及び運營業務委託費を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）である。
- (イ) 応募者の入札価格が、入札書対照価格を超える場合は、失格とする。
- (ウ) 入札価格を構成する設計・建設業務費は、上記に示す設計・建設業務費を超過することは認めない。
- (エ) 入札価格が入札書対照価格以内であることを前提に、入札価格を構成する運營業務委託費は、上記に示す運營業務委託費を超過することができる。この場合、超過する理由を示すこと。

エ 総合評価及び落札者の決定

本市が設置する審査機関は、非価格要素点と価格点から落札者決定基準に定める総合評価方式により最優秀提案を選定し、その結果に基づき本市が落札者を決定する。

(2) 入札結果の通知

平成 30 年 12 月上旬に応募者の代表企業に書面で発送する。入札結果の概要についてはホームページにて公表する。

(3) 審査結果の説明請求

- ア 審査の結果、落札者とならなかったものは、その理由について本市に対して説明を求めることができる。
- イ 審査結果の説明を求める場合には、本市が通知した日の翌日から起算して 3 日以内（期間中の休日を除く。）に担当部署へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留に限る。）又は持参によるものとし、持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、午前 12 時から午後 1 時まで及び期間中の休日を除く。）とする。
- ウ 説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。

VI 落札者決定後の手続き及び契約に関する事項

1 特別目的会社の設立

落札者決定後には、落札者は、特別目的会社を速やかに設立しなければならない。なお、特別目的会社は次の要件をすべて満たさなければならない。また、構成員以外のものは特別目的会社への出資をすることができない。

- (1) 運営事業者の所在地は千葉市内としなければならない。なお、運営・維持管理業務期間に限り、本施設内に無償で設置することを認める。
- (2) 落札者のうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとする。
- (3) 運営事業者の定款において、会社法第 326 条第 2 項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本市に提出すること。
- (4) 運営事業者の株主は、本市の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

2 契約内容の協議

本市と落札者ならびに落札者が設立する運営事業者は、基本協定締結後、基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の締結に向け、契約内容について協議する。なお、契約内容の協議は契約書案の詳細の協議を行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

3 事業契約の締結

(1) 基本協定

対象者：落札者

締結時期：落札者決定後すみやかに

(2) 基本契約

対象者：落札者及び落札者が設立する運営事業者

締結時期：平成 31 年 1 月下旬頃までに仮契約を締結する。本基本契約については建設工事請負契約締結の議決を効力発生条件としている。

(3) 建設工事請負契約

対象者：建設事業者

締結時期：平成 31 年 1 月下旬頃までに仮契約を締結する。本仮契約は平成 31 年 3 月に開催する議会の議決を経て正式契約となる。

(4) 運營業務委託契約

対象者：運営事業者

締結時期：平成 31 年 1 月下旬頃までに仮契約を締結する。本運營業務委託契約については建設工事請負契約締結の議決を効力発生条件としている。

なお、本事業スキームの概要については入札説明書添付資料-6「契約スキーム（例）」

に示す。

4 地位の譲渡等

本市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務等を譲渡、担保提供又はその他の方法により処分してはならない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、千葉市契約規則（昭和 40 年規則第 3 号）第 8 条第 2 項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。

(2) 契約保証金等

ア 契約保証金の額

(ア) 建設工事請負契約

建設事業者は、設計・建設業務の履行を保証するために、建設工事請負契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を設計・建設業務期間中の契約保証金として建設工事請負契約の締結時に本市に納付する。

(イ) 運営業務委託契約

運営事業者は、運営・維持管理業務の履行を保証するために、年度運営費の 100 分の 30 に相当する金額を契約期間中の契約保証金として運営業務委託契約の締結時に納付する。

イ 契約保証金の納付方法

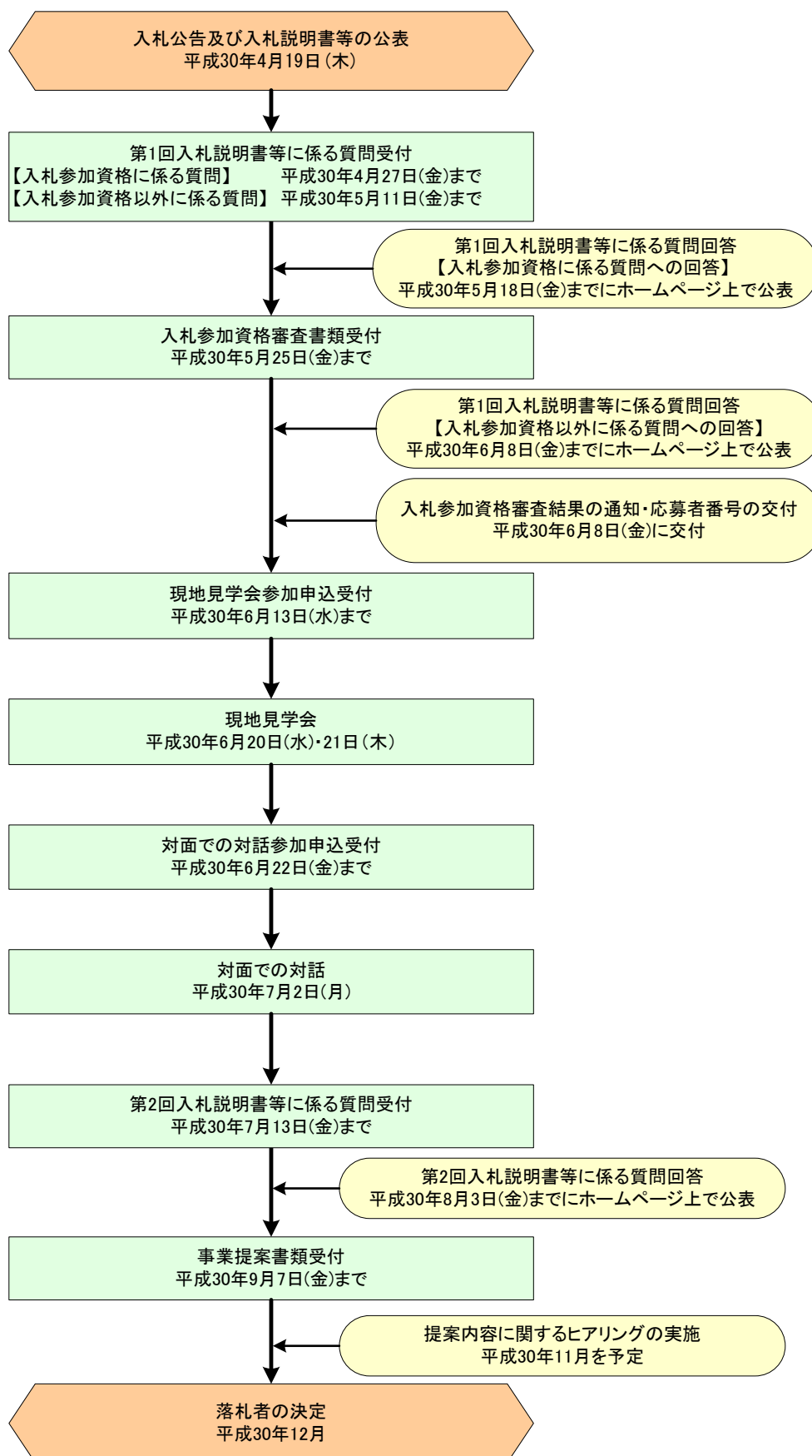
契約保証金は現金で納付するものとするが、千葉市契約規則（昭和 40 年規則第 3 号）第 28 条の 2 第 1 項に規定する担保の提供をもって代えることができる。

ウ 契約保証金の免除

本市は、千葉市契約規則（昭和 40 年規則第 3 号）第 29 条各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。

VII 入札に関する事項

1 入札手続の概要



2 入札公告及び入札説明書等の公表

本市は、平成 30 年 4 月 19 日（木）に入札公告及び入札説明書等をホームページにて公表する。

3 第 1 回入札説明書等に係る質問受付及び回答

第 1 回入札説明書等に係る質問受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、入札参加希望者の特殊な技術、ノウハウ等に係り入札参加希望者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、質問に対する回答は公表するものとし、本市が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことがある。

(1) 提出期限

ア 入札参加資格に係る質問について

本入札説明書等公表日から平成 30 年 4 月 27 日（金） 午後 5 時までとする。

イ 入札参加資格以外に係る質問について

本入札説明書等公表日から平成 30 年 5 月 11 日（金） 午後 5 時までとする。

(2) 提出方法

本入札説明書等と同時にホームページに公表する第 1 回入札説明書等に係る質問書（様式 1-1）（Microsoft Excel 形式）に記入のうえ、E-mail により提出すること。

ア 送付先

千葉市環境局資源循環部 廃棄物施設整備課 整備第一班

イ E-mail

shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

ウ タイトル

(ア) 入札参加資格に係る質問について

「(入札参加希望者名)－第 1 回入札説明書等に係る質問（入札参加資格）」

(イ) 入札参加資格以外に係る質問について

「(入札参加希望者名)－第 1 回入札説明書等に係る質問（入札参加資格以外）」

(3) 到達の確認方法

質問を提出した者は、電話により、着信の確認、到着の確認を行うこと。

(4) 回答の公表

ア 入札参加資格に係る質問への回答

平成 30 年 5 月 18 日（金）午後 5 時までにホームページにて公表する。

イ 入札参加資格以外に係る質問への回答

平成 30 年 6 月 8 日（金）午後 5 時までにホームページにて公表する。

4 入札参加資格審査申請書の受付

応募者の代表企業は、以下の要領に従って入札参加資格審査申請書に係る提出書類（様

式 2-1～2-8) を提出すること。

(1) 提出期限

本入札説明書等公表日から平成 30 年 5 月 25 日 (金) 午後 5 時までとする。

(2) 提出方法

応募者の代表企業が担当部署へ郵送 (書留に限る。) 又は持参により提出する。なお、E-mail、FAX による提出は認めない。

(3) 提出書類

- ア 入札参加資格審査申請書 (様式 2-1)
- イ 構成員及び協力企業一覧表 (様式 2-2)
- ウ 予定する建設事業者の構成 (様式 2-3)
- エ 委任状 (代表企業) (様式 2-4)
- オ 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件確認書 (様式 2-5)
- カ 本施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件確認書 (様式 2-6)
- キ 旧清掃工場の解体撤去を行う者の要件確認書 (様式 2-7)
- ク 運営事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する者の要件確認書 (様式 2-8)

(4) 入札参加資格審査結果通知書及び応募者番号通知書の交付

入札参加資格審査結果通知書及び応募者番号通知書を平成 30 年 6 月 8 日 (金) に応募者の代表企業に交付する。

(5) 審査結果の説明請求

- ア 審査の結果、入札参加資格が認められなかったものは、その理由について本市に対して説明を求めることができる。
- イ 入札参加資格審査結果の説明を求める場合には、本市が入札参加資格結果通知書を交付した日の翌日から起算して 3 日以内 (期間中の休日を除く。) に担当部署へ書面 (書式は自由) を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送 (書留に限る。) 又は持参によるものとし、持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、午前 12 時から午後 1 時まで及び期間中の休日を除く。) とする。
- ウ 説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。

(6) その他

- ア 提出期限に遅れた入札参加資格審査申請書は受け付けない。
- イ 提出時には、身分を証明できるもの (社員証、運転免許証) の提示を求める場合がある。

5 現地見学会の開催

(1) 目的

設計・建設業務対象区域に対する疑義の解消を目的として開催する。

入札参加資格審査通過者の代表企業は、以下の要領に従って現地見学会に係る提出書類 (様式 3-1～3-2) を提出すること。

(2) 開催日

平成 30 年 6 月 20 日（水）・21 日（木）（予定）

(3) 開催場所

千葉市若葉区北谷津 347

(4) 参加申込方法

ア 参加申込書等の提出期限

平成 30 年 6 月 13 日（水） 午後 5 時までとする。

イ 参加申込書等の提出方法

入札参加資格審査通過者の代表企業が担当部署へ郵送（書留に限る。）、E-mail、FAX
又は持参により提出する。

ウ 提出書類

(ア) 現地見学会への参加申込書（様式 3-1）

(イ) 現地見学会に係る誓約書（様式 3-2）

(5) 見学に当たっての注意事項

ア 見学会は、午前又は午後の 2 時間を 1 単位とし、各応募者 1 単位までとする。本市
で日程を調整の上、申込書提出企業へ通知する。

イ 見学会への参加者は 10 名以内とする。見学に当たっては、参加者の所属企業が確認
できる身分証明書等を、参加者自身が持参すること。

6 対面での対話の開催

(1) 目的

事業提案書を作成するにあたり、本市にとっての本事業の位置づけや特徴を理解する
ことを目的に開催する。

(2) 開催日

平成 30 年 7 月 2 日（月）（予定）

(3) 参加申込方法

ア 参加申込書等の提出期限

平成 30 年 6 月 22 日（金） 午後 5 時までとする。

イ 参加申込書等の提出方法

入札参加資格審査通過者の代表企業が担当部署へ郵送（書留に限る。）、E-mail、FAX
又は持参により提出する。

ウ 提出書類

(ア) 対面での対話参加申込書（様式 4-1）

(イ) 対面での対話における事前質問書（様式 4-2）

(4) 開催要領

対面での対話の当日の開催スケジュール等を別途通知する。

(5) 質疑事項の公表

落札者選定の公平性、透明性を確保する観点から、様式 4-2 の質問事項、また当日の

応募者からの質問事項を本市と対面での対話に参加する応募者間で相互の確認を実現するため、原則としてこれら全ての質問事項を第2回入札説明書等に係る質問書(様式1-2)にて記入することとし、本市はこれらの回答をホームページにて公表する。ただし、応募者固有のノウハウに基づく部分については、本市と応募者の協議の上、公表しないことがある。

7 第2回入札説明書等に係る質問受付及び回答

第2回入札説明書等に係る質問受付及び回答を以下の要領に従って実施する。

(1) 提出期限

平成30年7月13日(金) 午後5時までとする。

(2) 提出方法

本入札説明書等と同時にホームページに公表する第2回入札説明書等に係る質問書(様式1-2)(Microsoft Excel形式)に記入のうえ、E-mailにより提出すること。

ア 送付先

千葉市環境局資源循環部 廃棄物施設整備課 整備第一班

イ E-mail

shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

ウ タイトル

「(応募者名)ー第2回入札説明書等に係る質問」

(3) 到達の確認方法

質問を提出した者は、電話により、着信の確認、到着の確認を行うこと。

(4) 回答の公表

平成30年8月3日(金) 午後5時までにホームページにて公表する。

8 事業提案書の受付

入札参加資格審査通過者の代表企業は、以下の要領に従って入札書及び本事業に対する提案内容を記載した事業提案書を提出すること。

なお、本市は事業提案書についてヒアリングを実施することを予定している。

(1) 提出期限

平成30年9月7日(金) 午後5時までとする。

(2) 提出方法

入札参加資格審査通過者の代表企業が担当部署へ郵送(書留に限る。)又は持参により提出する。なお、E-mail、FAXによる提出は認めない。

(3) 提出書類

「提出書類の作成要領」に規定する様式による。

(4) その他

- ア 提出期限に遅れた事業提案書は受け付けない。
- イ 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

9 応募者ヒアリング

審査委員会は、基礎審査通過者に対して以下の要領に従ってヒアリングを行う。

(1) 開催日

平成 30 年 11 月下旬（予定）

(2) 開催場所及び実施方法

詳細については、別途、通知する。

10 開札

入札書の開札は、応募者立会いのうえ、以下のとおり行う。立会いを行う者は、各応募者で 1 名とする。なお、日時や場所等の詳細が決定し次第、各応募者の代表企業に本市より通知する。また開札には審査委員会の委員長が立ち会う。

11 入札に関する留意事項

(1) 費用負担

入札に関して応募者が要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 事業提案書の取扱い

ア 事業提案書の変更等の禁止

事業提案書の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。また、理由のいかんに関わらず返却しない。ただし、本市が必要と認めた場合はこの限りではない。

イ 著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、応募者に事前に協議した上で必要な範囲において本市が、公表等を行うことができるものとする。

ウ 特許権等

応募者から提出される提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うこととする。

(3) 資料の取扱い

本市が提供する資料は、本事業の入札に係る検討以外の目的に使用することはできない。

(4) 使用言語及び単位、時刻

「提出書類の作成要領」及び各様式に特別に指定するもの以外は、入札に関して使用

する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 入札の辞退

入札参加資格審査申請書を提出した者は事業提案書の提出期限までは、随時、入札を辞退することができる。入札辞退届の提出要領は以下のとおりとする。

ア 提出期限

開札日の前日の午後 5 時までとする。

イ 提出方法

応募者が「入札辞退届(様式 1-3)」を担当部署へ持参により提出する。なお、E-mail、FAX による提出は認めない。

ウ その他

入札辞退の撤回はできないものとする。

(6) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札

イ 入札参加資格審査申請書に記載された応募者以外の者が行った入札

ウ 談合その他不正行為があったと認められる入札

エ 応募者の記名並びに応募者の代理人の署名及び押印を欠く入札又は入札事項を明示しない入札

オ 事業提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札

カ 同一事項に対し 2 通以上の書類提出がなされた入札

キ その他入札説明書等において示した入札条件に違反した入札

(7) 入札の中止等

本事業の入札手続きに関して本市が必要と認めたときは、入札の執行を取りやめることができる。

(8) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、本市は応募者に通知することとする。

1 2 入札に関する担当部署等

(1) 担当部署

本入札に関する担当部署（提出書類等受付窓口）は次のとおりとする。

〒260-8722 千葉県千葉市中央区千葉港 1 番 1 号

千葉市環境局資源循環部 廃棄物施設整備課 整備第一班

電 話：043-245-5243

F A X：043-245-5667

電子メール：shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

(2) 入札に関する資料公表方法

入札説明書等は、本市のホームページにて公表する。

VIII 公表資料の一覧

本入札説明書と同時に公表する資料については以下のとおりである。

1 入札説明書添付資料

- 入札説明書 添付資料-1 事業実施場所
- 入札説明書 添付資料-2 事業実施区域
- 入札説明書 添付資料-3 対価の支払方法について
- 入札説明書 添付資料-4 モニタリング及び対価の減額について
- 入札説明書 添付資料-5 民間事業者が付保する保険について
- 入札説明書 添付資料-6 契約スキーム（例）

2 別添資料

- 別添資料「要求水準書」
 - 要求水準書設計・建設業務編
 - 要求水準書運営・維持管理業務編
 - 要求水準書添付資料
- 別添資料「落札者決定基準書」
- 別添資料「基本協定書（案）」
- 別添資料「基本契約書（案）」
- 別添資料「建設工事請負契約書（案）」
- 別添資料「運営業務委託契約書（案）」
- 別添資料「様式集」
- 別添資料「提出書類の作成要領」

3 Summary

(1) Name of Project

Construction and operation of the new Chiba City incineration plant

(2) Deadline to Submit Forms for Preliminary Screening of Prospective Bidders

Friday, May 25, 2018, 5:00 p.m.

(3) Deadline to Submit Project Proposals

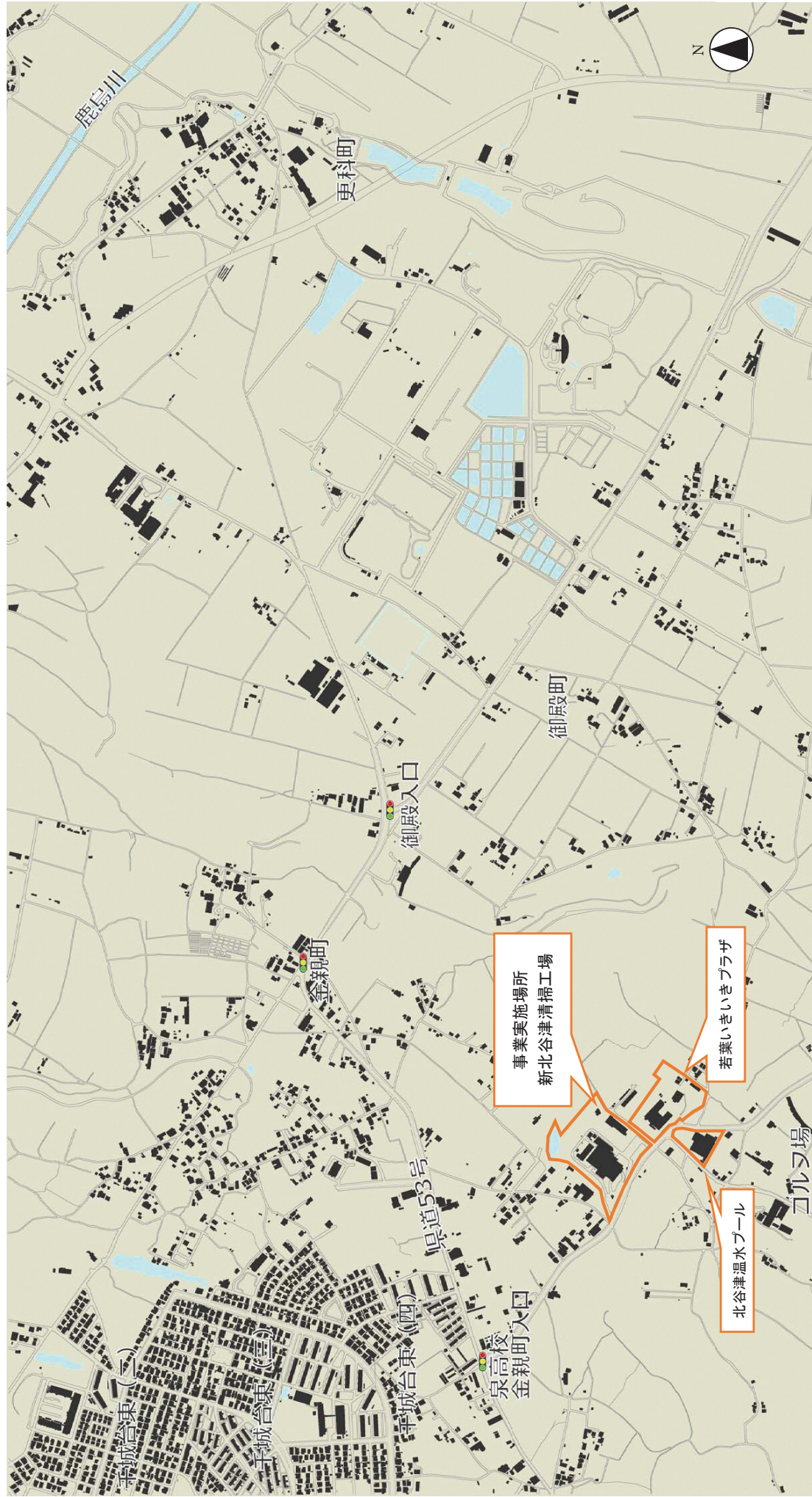
Friday, September 7, 2018, 5:00 p.m.

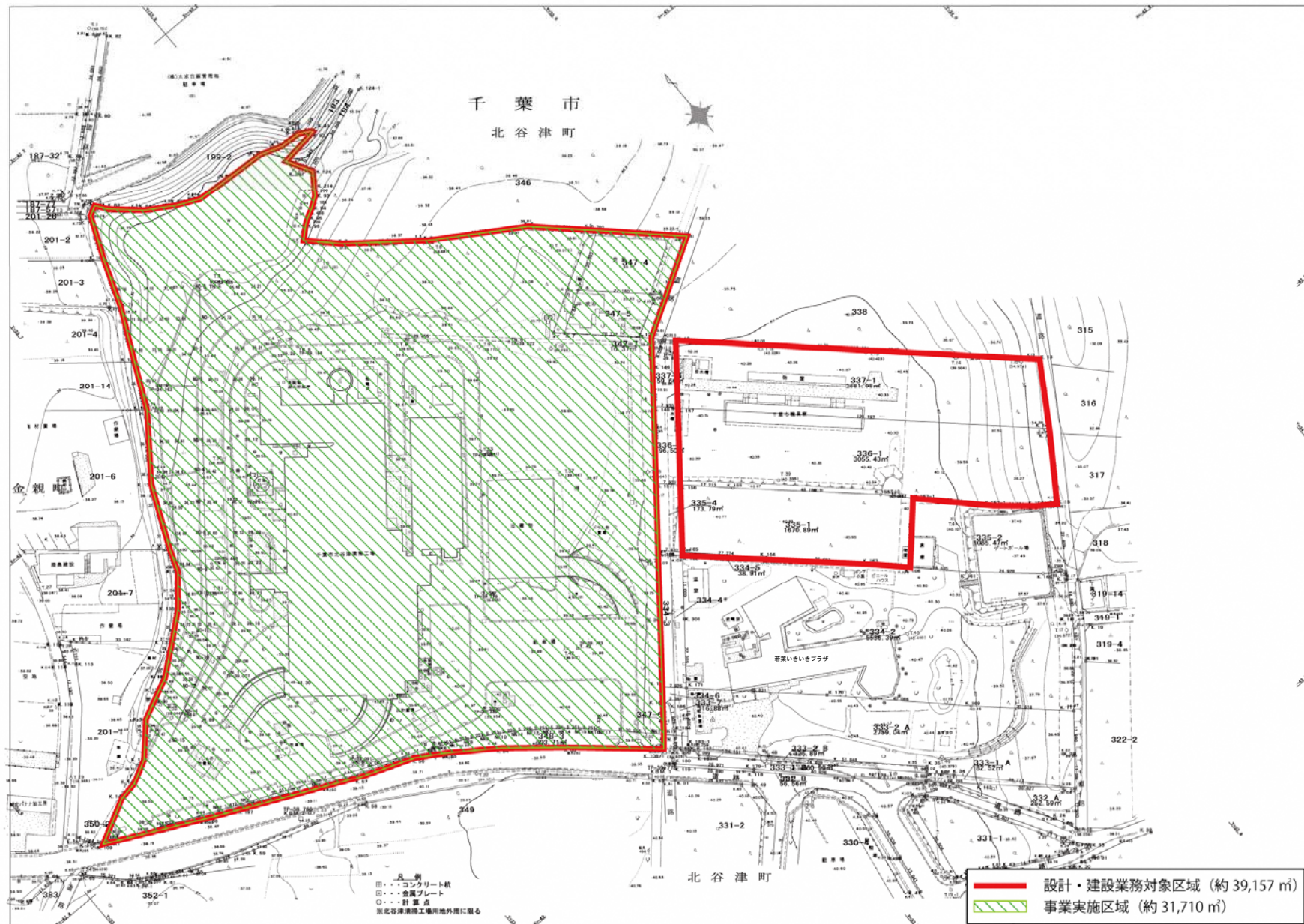
(4) Contact Information

First Maintenance Section, Waste Treatment Facility Maintenance Division,
Resource Circulation Department, Environmental Bureau, City of Chiba
1-1 Chibaminato, Chuo-ku
Chiba City, Chiba, JAPAN 260-8722
Phone Number: 043-245-5243
Email: shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

(5) Note

All procedures will be conducted in Japanese only





目 次

1	対価の構成.....	1
(1)	設計・建設業務費.....	1
(2)	運營業務委託費.....	1
2	対価の支払い方法.....	2
(1)	設計・建設業務費.....	2
(2)	運營業務委託費.....	2
3	運營業務委託費の改定.....	3
(1)	改定方法	3
(2)	許容範囲の考え方について.....	3
(3)	各年度のインデックスの設定方法.....	3

1 対価の構成

民間事業者が本事業における事業契約書等に規定された業務を提供することにより、本市が民間事業者に支払う対価は次のとおりである。

これらの詳細を以下の表 1 設計・建設業務費及び運營業務委託費の構成に示す。

(1) 設計・建設業務費

設計・建設業務について、建設事業者を支払う対価

(2) 運營業務委託費

運営・維持管理業務について、運営事業者を支払う対価

表 1 設計・建設業務費及び運營業務委託費の構成

支払いの対象となる業務	設計・建設業務費および運營業務委託費	対象となる費用等
設計・建設業務	『設計・建設業務費』 ・左記に掲げる業務に対して支払う対価	● 左記業務を行う上で必要となるすべての費用とする。
運営・維持管理業務	『運営固定費』 ※左記に掲げる業務に対して、処理対象物量の多寡に関係なく支払う対価 ※算出式は以下のとおりである。 運営固定費 = 運転経費 + 維持管理費 + 人件費 + その他経費	● 左記業務を行う上で必要となるすべての費用から、運営変動費を控除した金額とする。 ● 運転経費は、光熱水費の基本料金等とする。 ● 維持管理費は、保守管理費、修繕費及び保全費とする。 ● 人件費は、左記に掲げる業務に係る全人件費とする。 ● その他経費には、保険料、公租公課及び SPC 運営費用（人件費、監査費用等）を含む。 ● SPC の利益を含む。 ● 運営開始前に必要となる諸費用を含む（例えば、登録免許税等 SPC 設立費用等）。
	『運営変動費』 ※処理対象物量に応じて支払う対価 ※算出式は以下のとおりである。 運営変動費 = 処理対象物量(実績) × 変動費単価	● 処理対象物量の増減に応じて比例的に増減する費用とする（例えば、光熱水費の一部、燃料費、薬剤費、消耗品費等）。 ● 年間変動費を計画ごみ処理量で除すことにより、変動費単価を提案すること。 ● SPC の利益は含まない。

2 対価の支払い方法

(1) 設計・建設業務費

設計・建設業務費の支払条件の詳細は建設工事請負契約書において定める。

(2) 運營業務委託費

本市は、運營業務委託費を平成 38 年 4 月から平成 58 年 3 月末までの 20 年間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、月に 1 回運営事業者に対して支払うものとする。運営事業者は月間業務完了報告書を翌月の 10 日までに提出し、市は提出を受けた日から 14 日以内にこの報告書の承諾について文書等により通知する。運営事業者は、本市からの通知を受けた後速やかに請求書を市へ提出する。本市は、請求書を受理した日から 30 日以内に運營業務委託費を支払うものとする。

運営固定費は、毎月均等（内訳毎に毎月均等）とする。運営変動費については、実績処理量に基づき毎月精算する。

$$\text{運営変動費（円）} = \text{処理対象物量（実績）（t）} \times \text{変動費単価（円/t）}$$

なお、入札価格の算定にあたっては、運営変動費については、計画ごみ処理量※を表 1 に示す式に代入して得られる金額を用いるものとする。

※：「要求水準書（設計・建設業務編）第 1 章 第 2 節 1. 2), (1) ごみの概要」のうち、災害廃棄物を除いたごみ量を指す。なお、災害廃棄物の処理に係る費用については、別途、協議とする。

3 運營業務委託費の改定

(1) 改定方法

運營業務委託費については、表 2 に示す改定に用いる指標のインデックスを確認の上、運営固定費及び変動費単価の改定を行うものとする。

表 2 に示す指標を基本とし、変更を認めない。ただし、予め落札者が事業提案書にて提案した指標のうち、本市が落札者決定前に協議対象として認定し、その旨落札者決定の事前に応募者に通知していたものについては、落札者決定後に本市と落札者にてその採用の合理性及び妥当性を協議する。協議の結果、本市が認めた場合には、当該指標を採用のうえ事業契約を締結できる。

(2) 許容範囲の考え方について

改定指標ごとに、当該年度のインデックスを基準インデックスで除した改定率を算出する。基準インデックスについては、直近で改定をした年度のインデックスを採用するものとし、最初の改定が伴うまでは、入札年度のインデックスを基準インデックスとする。

当該年度の見直し前の構成費目の費用にそれぞれの改定率を乗じ、これらを合計した試算運営固定費（以下「試算運営固定費という。」）及び変動費単価（以下「試算変動費単価という。」）を算出する。見直し前の運営固定費及び変動費単価と試算運営固定費及び試算変動費単価の差額が、見直し前の運営固定費及び変動費単価の 1000 分の 15 以上となった場合は、試算運営固定費及び試算変動費単価を当該年度以降の運営固定費及び変動費単価として、また、当該年度のインデックスを翌年度以降の基準インデックスとして採用するものとする。

(3) 各年度のインデックスの設定方法

各年度のインデックスについては、前々年度の 7 月から前年度の 6 月までを採用期間とし、それらの平均値により設定する。ただし、入札年度のインデックスについては、平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までのインデックスの平均値を採用する。

表 2 物価変動に基づく改定に用いる指標

構成	構成費目	使用する指標
運営固定費	運転経費	「消費税を除く国内企業物価指数／電力・都市ガス・水道」（日本銀行調査統計局）
	維持管理費	「消費税を除く国内企業物価指数／はん用機器」（日本銀行調査統計局）
	人件費	毎月勤労統計調査「賃金指数（現金給与総額）／調査産業計」（厚生労働省）
	その他経費	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
運営変動費	薬品費以外	「消費税を除く国内企業物価指数／電力・都市ガス・水道」（日本銀行調査統計局）
	薬品費	「消費税を除く国内企業物価指数 無機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）

目 次

1	モニタリング及び対価の減額の基本的な考え方.....	1
(1)	モニタリングの基本的考え方.....	1
(2)	モニタリング方針.....	1
(3)	運營業務委託費の減額に関する基本的考え方.....	1
(4)	減額システムの運用について.....	2
2	運転停止型減額措置.....	2
(1)	減額等の措置を講じる状態.....	2
(2)	減額措置の手順.....	2
3	運転継続型減額措置.....	3
(1)	モニタリング手法の確定の手続.....	3
(2)	モニタリングの方法.....	4
(3)	削減額の算定方法.....	5

1 モニタリング及び対価の減額の基本的な考え方

(1) モニタリングの基本的考え方

本市は、本事業の運営・維持管理業務について、入札公告時に本市が提示した要求水準書及び民間事業者が作成した事業提案書並びに運営マニュアル（以下「要求水準書等」という。）に基づいて適正かつ確実な運営・維持管理業務の履行水準の確保がなされているかどうかを、監視、測定、評価する。モニタリングにより要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない、又は達成されないおそれがあると判断した場合には、運転停止、是正勧告、運營業務委託費の減額等の措置を行うものとする。なお、これらの措置を講じることは、運營業務委託契約に基づく本市の契約解除権の行使を妨げるものではないことに留意すること。

(2) モニタリング方針

本事業におけるモニタリングの方法は運営事業者が行うセルフモニタリングに基づく運営・維持管理業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で本市が随時のモニタリングを行うこととする。

(3) 運營業務委託費の減額に関する基本的考え方

運營業務委託費の減額は以下の方針に基づいて行うものとする。

ア 運営事業者の行う業務において要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行があった場合に減額する。

イ 減額は、適切な業務改善を運営事業者に促すための経済的動機付けが可能な範囲に留意して行うものとし、減額により運営・維持管理業務そのものが損なわれるこ

と等がないように実施する。

ウ 減額金額は運營業務委託契約に基づき運営事業者が本市に対して負担する違約金、損害賠償に充当されない。

エ 運営・維持管理業務における減額措置は、異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他運営事業者の運營業務委託契約に基づく債務の不履行により、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合（本市の指示により停止した場合を含む）の減額（以下「運転停止型減額措置」という。）と運転を継続できるが要求水準書等に規定する業務水準が達成されていないと判断した場合の減額（以下「運転継続型減額措置」という。）に分けて行うものとする。

オ 軽微な不履行については直ちに減額若しくは減額ポイントを付すのではなく、運営事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することで、減額若しくは減額ポイントが付されない仕組みを基本とする。

（４）減額システムの運用について

本事業における運転停止型減額措置の場合は、ただちに運營業務委託費の減額となるが、運転継続型減額措置の場合は、適切な改善を運営事業者に促すための経済的動機付けとして規定するものであることから、軽微な不履行については直ちに減額若しくは減額ポイントを付すのではなく、運営事業者が自ら改善措置を採り、一定の改善期間の中で速やかに解決することが望ましい。そのため、本市と運営事業者の間でこうした問題を効率よく解決できる機能を有する協議組織・体制等の構築を図るものとする。

2 運転停止型減額措置

（１）減額等の措置を講じる状態

排ガスが公害防止基準を超過したことによる運転停止又はその他運営事業者の運營業務委託契約に基づく債務の不履行等により、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合。

（２）減額措置の手順

ア 復旧手続き

本市と運営事業者は、次に掲げる事項を次に掲げる順序で行い、運転が停止された施設の復旧に努めるものとする。ただし、公害防止基準を超過した理由が測定機器の誤作動等、その原因・改善策が自明である場合には、この限りではない。

- (ア) 停止に至った原因と責任の究明
- (イ) 追加測定結果等を踏まえた復旧計画の提案（本市による確認）
- (ウ) 復旧作業への着手
- (エ) 復旧作業の完了確認（本市による確認）
- (オ) 復旧のための試運転の開始

- (カ) 通常運転の再開
- (キ) 運転データの確認
- (ク) 本施設の運転再開

なお、本市による復旧計画の確認、復旧作業の完了の確認等に関し、本市は専門的な知見を有する有識者等に助言を求めることができるものとする。

イ 減額の算定方法

本施設の全部又は一部の運転を停止した状況において減額する金額については、1日あたりの運営固定費に停止日数と当該状況下において処理対象物を受け入れた日と受け入れ不能であった日それぞれ毎に予め設定する減額率を乗じた額の累計額を当該月の運営固定費の支払い額から減額する。

$$(\text{減額}) = \Sigma(1 \text{ 日あたりの運営固定費：円／日}) \times (\text{停止日数：日}) \times (\text{減額率：}\%)$$

ただし、「1日あたりの運営固定費：円／日」とは、年間の運営固定費を当該年度の日数で除した額を表す。

ウ 減額率

状 態		減額率
本施設の全部又は一部の運転を停止	処理対象物をごみピットで受け入れた日	0%
	処理対象物をごみピットで受け入れ不能かつ他施設で受け入れが可能であった日	25%
	処理対象物をごみピットで受け入れ不能かつ他施設でも受け入れが不能であった日	100% (支払停止)

3 運転継続型減額措置

(1) モニタリング手法の確定の手続

運転継続型減額措置は、適切な改善を運営事業者へ促すための経済的動機付けとして規定するものであり、ただちに運営業務委託費を減額する運転停止型減額措置の場合と異なるものである。そのため、まず本市と運営事業者はモニタリング手法を以下の手続に基づいて合意して確定し、当該モニタリング手法を運用するものとする。

- ア 運営事業者の事業提案書に基づき、運営・維持管理業務の仕様・水準を確定する。
- イ 運営事業者の提供する運営・維持管理業務が、要求水準書等未達となる基準については事業契約締結後に詳細化する。
- ウ 運営事業者は品質管理（PDCA サイクル）を行うものとし、品質管理方針・品質管理プログラム等の策定、業務の手順化の一環として「運営マニュアル」を作成し、業務執行体制の構築を行うとともに、自己監査（セルフモニタリング）を業務監査（日常、随時及び定期モニタリング等）に位置づけるものとする。
- エ 運営事業者は、自らが行う品質管理を前提として、(2) イ に示す本市のモニ

タリング方針を踏まえた上で、協議組織・体制、モニタリングに関する各種報告様式等を提案し、本市と協議の上、具体的なモニタリング手法を確定し、これを運用するものとする。

オ なお、運営マニュアルは、運営事業者自らの業務の実施のために作成するものであり、これを遵守することにより運営事業者が免責となるものではない。

(2) モニタリングの方法

ア 運営事業者によるモニタリング

運営事業者は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行い、下請企業を含んだ運営・維持管理業務の履行体制及び品質管理システムの履行状況等を確認し、運営・維持管理業務の履行状況について定期的又は随時に確認等を行い、事業契約書に定める運営・維持管理業務についての各種報告書及び監査済み財務書類をそれぞれ期日までに作成して本市に提出するものとする。

イ 本市によるモニタリング

本市は、自己の責任及び費用で、運営事業者が実施する運営・維持管理業務について以下のモニタリングを行い、業務の履行状況を確認する。

(ア) 定期モニタリング

運営事業者が毎月10日までに提出する月間業務完了報告書の内容が要求水準書等を満たしているか確認し、受領後14日以内に当該月間業務完了報告書の対象となる月の業務状況につき運営事業者に通知する。運営事業者は本市が行うモニタリングにつき、本市の要請に応じて合理的な協力を行う。なお、月間業務完了報告書の具体的内容（モニタリングの項目、方法及び提出時期）は、運営事業者の提案に基づき契約後に本市と運営事業者が協議のうえ決定する。

(イ) 随時モニタリング

本市が、必要と認める場合、月間業務完了報告書による確認とは別に随時モニタリングを実施する。随時モニタリングにおいては、運営事業者は当該説明及び立会い等について最大限の協力をするものとする。

(ウ) 財務状況モニタリング

運営事業者は、毎事業年度、財務書類（会社法第435条第2項に規定する計算書類）を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けた上で、株主総会に報告された事業報告並びにこれらの附属明細書の写しとともに毎事業年度経過後3ヶ月以内に提出する。なお、本市は当該監査済み財務書類を公開することができるものとする。

(3) 削減額の算定方法

ア 減額等の措置を講じる状態

定期モニタリングの結果、要求水準を満たさないと本市が判断した場合の是正事項の例は表-1 に示すとおりである。

水準1：本施設の運営にあたって明らかに支障がある場合

水準2：本施設の運営にあたって利便性を欠く場合

表-1 運転継続型減額措置における是正事項（例）

運営費の区分	運転継続型減額措置における是正事項の例
運営固定費	■水準1 ・排ガス以外の公害防止基準値の逸脱に伴う運転管理の改善 ・熔融スラグ及び飛灰処理物の基準値の逸脱に伴う運転管理の改善 ・安全措置の不備による労働災害、人身事故等の発生等に伴う各種マニュアルの内容の改善あるいは当該災害及び事故の再発防止のための改善 ・故意による業務放棄状態の改善
	■水準2 ・情報公開設備（揭示機器等）の不具合の改善 ・見学者対応設備の不備の改善 ・日常清掃、除草状況の履行水準の未達の改善 ・諸室清掃状況の履行水準の未達の改善

イ 減額措置の手順

(7) 業務改善手続き

運転を継続できるが、運営事業者の運営・維持管理業務水準が運営マニュアル等の未達成及び運営業務委託契約に基づく債務の不履行に至ったと判断した場合、本市と運営事業者は、次の手順で業務の改善に努めるものとする。（図-1 参照）

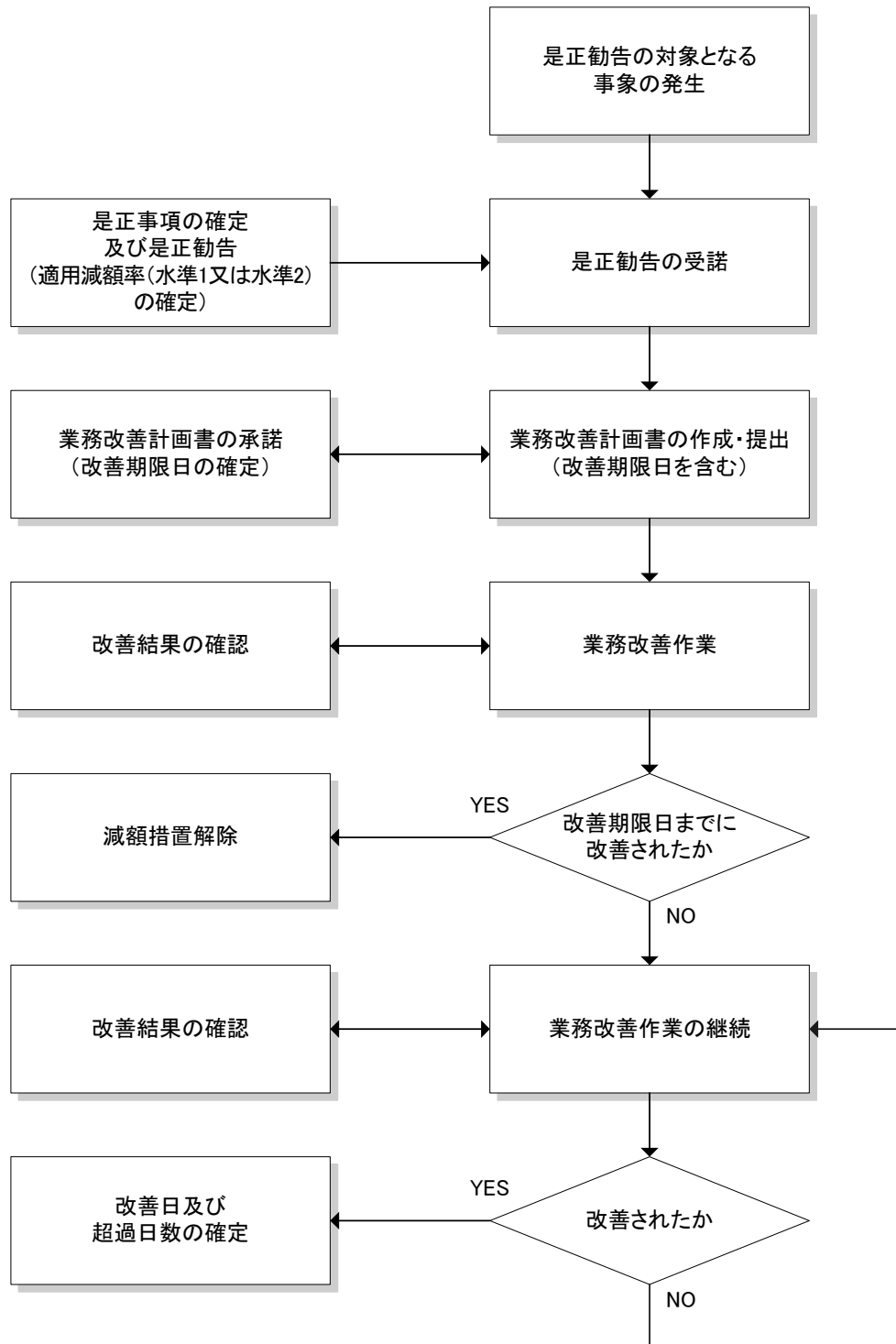
- ① 運営マニュアル等の未達成及び運営業務委託契約に基づく債務の不履行の改善を行わなければならない是正勧告の対象となる事象が発生した場合、本市は是正事項の確定及び是正勧告を行う。
- ② 運営事業者は是正勧告を受託し、運営マニュアル等の未達成及び運営業務委託契約に基づく債務の不履行に至った原因と責任の究明を行った後、業務改善計画書を作成し、本市に提出する。
- ③ 本市は運営事業者により提出された業務改善計画書を承諾し、改善期限日を確認する。
- ④ 運営事業者は業務改善作業に着手する。
- ⑤ 本市は業務改善作業の結果の確認を行い、改善期限日までに改善されている場合、運営事業者の減額措置を解除する。改善されていない場合、運営事業者は業務改善作業を継続する。
- ⑥ 本市は運営事業者が継続した業務改善作業の結果の確認を行い、改善され

入札説明書添付資料-4 モニタリング及び対価の減額について

ている場合、本市は改善日及び改善期限日を超過した日数（以下「超過日数」という。）を確定する。改善されていない場合、運営事業者は業務改善作業が改善されるまで業務改善作業を継続する。

《本市》

《運営事業者》



図－1 是正事項毎の適用減額率と超過日数の確定プロセス

入札説明書添付資料-4 モニタリング及び対価の減額について

(イ) 是正事項毎の減額の算定方法

(是正事項毎の減額) = (1日当たりの運営固定費：円／日) × (減額率^{※1}：％) × (超過日数^{※2}：日)

ただし、「1日当たりの運営固定費：円／日」とは、年間の運営固定費を当該年度の日数で除した額とする。減額の対象は、改善日が属する月の運営固定費とする。月毎の減額の上限は、1千万円とする。

※1：水準1：水準未達と認定された場合に10％

水準2：水準未達と認定された場合に1％

ただし、過去3ヶ月以内において同一業務に対して業務不履行が生じていた場合には、加算する減額率を3倍として加算する。

※2：改善期限日の翌日（同日を含む）から改善日までを起算した日数

1 設計・建設期間

(1) 本施設建設中の組立保険

保険の対象：工事現場において不測かつ突発的な事故によって工事の目的物等に生じた
損害

補償額：請負代金額

保険期間：本施設の着工日から建設工事完了日まで

被保険者：建設事業者

(2) 本施設建設中の第三者損害賠償保険

保険の対象：建設工事に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担する
ことにより被る損害を担保

補償限度額：対人：1名当たり1億円、1事故当たり10億円以上

対物：1事故当たり1億円以上

保険期間：本施設の着工日から建設工事完了日まで

被保険者：建設事業者

※上記に示す保険は必要最小限度のものであり、建設事業者が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

2 運営・維持管理期間

(1) 本施設の運営・維持管理業務にかかる第三者損害賠償保険

保険契約者：運営事業者

被保険者：市、運営事業者

保険期間：運営・維持管理期間とする。

てん補限度額：(補償額) 対人：1名当たり最大1億円

1事故当たり最大10億円

対物：1事故当たり最大1億円

補償する損害：本施設の使用若しくは管理又は本施設内での事業遂行に伴う法律上の損害、賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額：なし

※上記に示す保険は必要最小限度のものであり、運営事業者が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

入札絵説明書添付資料-6 契約スキーム（例）

